

2 岩 城 幹 議 員

- 1 医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた施策について
- 2 国道229号及び八幡通り・薄田通りについて
- 3 海水浴場について
- 4 公園の遊具について



1 医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた施策について

将来的に医師が過剰にならないようにするため、1982年、1997年の閣議決定により、医学部入学定員が抑制されました。それにより、医学部の定員は全国で7,625人まで抑制されてきたことが、現在の現役医師数に影響しています。

2004年、新臨床研修制度が開始されたことで、大学医局により派遣されていた医師数が減少し、特に地方大学病院での医師不足が露呈する形になりました。医師不足が深刻な都道府県がある現状を受け、2006年より対象都道府県で入学定員を増員し、さらに地域枠の数・割合も増加したことによって、医師数自体は増加している一方、需要に追いついていない現状があります。

医療は国民の生活に欠かせないものであり、誰もが地域に必要な医療を受けられるとともに、地域の医療従事者が働きがいのある医療環境を作っていく必要があるが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば地域医療崩壊の危機的状況にある。

新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい、医師数が比較的多いとされる都市部であっても、医療崩壊の危機が叫ばれる状況にあるが、医師少数区域において感染症が拡大した場合、医師への負担が増大し、感染症の対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念されることから、必要な医療を迅速に提供できる体制の整備が急務であると考えられる。医師の地域間偏在を解消し、地域の医療を安定的に確保するとともに、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である。

また、新たな感染症が拡大した場合、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めなければならないし、医師ばかりでなく、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、養成や確保に向けた取組をさらに強化しなければなりません。

国は、医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、さらなる財政支援をすべきである。

岩内町近隣には原子力発電所が立地し、これから、防潮堤工事に数百人の作業員が従事する中、事故や病人が出ないとは言えないので、早期に岩内協会病院の医師不足を解消し、安全で安心して住める町を目指し取り組んでいかなければならないと思います。

ここで、医師確保対策について5項目の質問です。

1、急速に進む少子化や高齢化に伴う医療需要の変化に対応するため、地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策の取組をしているのか。

2、町は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向けた施策等を定めた医師確保計画の策定や医師不足及び偏在対策の取組はなされているのか。

3、地域医療を担う医師の確保を目指す町は、国に対し、医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた協議を実施しているのか。

4、医師が不足している二次医療圏に十分に配慮し、大学が医師の不足する地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、道と協議しているのか。

5、国と深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて、医師少数区域への重点的な財政支援の協議は。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、地域医療構想を策定し、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策の取組についてであります。

地域医療構想につきましては、平成26年6月に制定された、いわゆる医療介護総合確保推進法により、二次医療圏を基本に構想区域を設定し、各構想区域に高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能ごとに病床の必要量を推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて都道府県が策定するものであります。

これを受け、北海道では、平成28年12月に北海道地域医療構想を策定し、地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制を構築するため、道内21の二次医療圏において、地域医療構想調整会議を設置し、疾病ごとの状況や地域の連携状況を分析しつつ、各医療機関の具体的な役割分担や連携体制についての議論を進めているところであります。

町では、後志圏域地域医療構想調整会議に参画し、後志管内の医師会や医療機関等と連携する中で、少子高齢化による医療需要の変化に対応するための効率的で質の高い医療体制を目指し、後志地域における各医療機関の役割分担やそれに応じた急性期、回復期及び慢性期に係る病床機能の構築等に関する議論を重ねながら、岩内協会病院における医療体制の維持を含め、持続可能な地域医療の確保に取り組んでおります。

2 項めの、医師確保計画の施策や医師不足及び偏在対策の取組と、4 項めの、医師が不足している二次医療圏に、大学が医師を育成・派遣する役割を果たすことができるようにするための道との協議については関連がありますので、併せてお答えいたします。

医師確保計画につきましては、医療法の規定に基づき、都道府県が策定することとなっていることから、北海道では令和2年3月に、医師確保と二次医療圏における医師の偏在是正を目的として北海道医師確保計画を策定し、二次医療圏ごとの医師偏在指標及び医師多数区域・医師少数区域の設定では、後志地域の医師偏在指標は189.9であり、医師中間区域に区分されております。

また、北海道全体の医師数につきましても、医師中間都道府県として位置付けられており、現状の医師数水準を維持していくため、地域枠制度の活用による地域枠医師の地域貢献及びキャリア形成支援や、医育大学による地域医療実習の促進等、短期的な医師派遣や中長期的な医師育成により、医師確保や偏在是正に取り組んでいるとのことあります。

こうした中で、岩宇地域の中核的病院である岩内協会病院では、24時間365日の救急医療体制が維持されているものの、常勤医師の恒常的な不足が課題となっており、この課題を解決するため、令和3年度より、岩内町、共和町、泊村、神恵内村の岩宇4町村合同による岩内協会病院の医師確保に関する要望活動を継続実施しているところであります。

要望会において、岩内協会病院における常勤医師不足の解消について、地域住民の日常生活の安全・安心はもとより、原子力災害医療協力機関としての役割を十分に果たすため、医師確保に対する最大限の支援を北海道知事及び北海道議会議長に要望してきた結果、本年4月1日より、北海道地域医師連携支援センターの医師派遣制度を活用し、自治医科大学卒業医師1名が派遣されたところであり、これにより岩宇地域における医師派遣及び育成にも寄与している

ものと認識しております。

町といたしましては、引き続き、岩宇4町村による連携を図りながら、岩内協会病院の医師確保に向けた要望活動を粘り強く実施して参ります。

3項めの、地域医療を担う医師確保や地域間偏在の解決に向けた国との協議と、5項めの、国との医師少数区域への重点的な財政支援の協議については関連がありますので、併せてお答えいたします。

地域医療を担う医師の確保につきましては、北海道後志総合開発期成会の要望活動を通じて、地域医療の確保を最重要課題として掲げ、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らし続けることができるよう、後志地域共通の提言・要望として、地域医療・救急医療体制の充実を重点要望と位置付けております。

具体的な要望内容といたしましては、岩内協会病院をはじめとする中核的病院の機能強化及び救急医療体制の整備強化や、地方における深刻な医師不足の改善を図るため、早急な医師養成体制の拡充などの抜本的な対策、さらには臨床研修終了後の過疎地域への勤務の義務付け制度の創設など、具体的かつ実効性の高い対策を国及び北海道へ要望しております。

また、後志地域は医師中間区域であり、医師少数区域ではありませんが、地域における医療提供体制を維持確保していくためには、24時間365日の救急医療体制や、周産期医療を担う中核的病院を対象とした休日・夜間の救急医療に従事する医師や看護師等に対する手当の支給及び、運営費や医療機器の整備に対する、より一層の財政措置が必要であることから、こうした財政支援についても、併せて要望しているところであります。

いずれにいたしましても、地域医療を担う医師の確保は、喫緊の課題であることから、今後におきましても、北海道後志総合開発期成会の要望活動などを通じて、国及び北海道に働きかけて参ります。

2 国道229号及び八幡通り・薄田通りについて

1、国道229号は岩内町の玄関です。しかし、街路樹の枝が電線に接触し、緑地帯の雑草が伸び放題で見た目が悪いが、町としてどう認識しているのか。

2、八幡通りについて、冬期間にハイマツの上に高さ1mの雪を残し排雪をしているが、通学児童が隠れてしまい車から確認できません。大変危険だと思いますが、町長の認識は。

3、神社の通りの桜が老木化し、枯れが目立っています。将来を見据えたら、植え替え時期だと思いますが、見解を伺います。

4、薄田通りの道路拡張工事が終了し、街路樹を植樹しましたが、ナナカマドではなく桜の方が、将来を見据えたら景観が良くなると思いますが、見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、国道 229 号の街路樹及び緑地帯の状況を町として認識しているのかについてであります。

一般国道 229 号は、地域における教育・産業等の活動、さらには救命救急医療や高次医療を必要とする場合、小樽・札幌圏へ搬送する緊急輸送路として、地域住民にとって重要な幹線道路であります。

国道、道道、町道の各道路管理者は、道路が良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。各種道路施設の維持管理マニュアル等に基づき、適切な維持管理に努めているところであります。

こうした中、街路樹及び緑地帯の管理が不十分になると、草木の育成状況により景観の悪化に繋がるほか、交差点においては歩行者や通行車両の視覚の妨げとなり、交通事故が発生しやすくなるなど、安全・安心な道路使用に支障を及ぼす可能性もあることから、道路管理者である小樽開発建設部岩内道路事務所に対し、年間を通じて適切な管理が図られるよう、適宜、要望して参ります。

2 項めは、八幡通りの冬期間における排雪状況は大変危険だと思っておりますが、町長の認識はについてであります。

八幡通りは、起点を清住地区とし、東山地区が終点となる直線で、約 2,363 m の総延長であります。

このうち岩内警察署交差点から岩内協会病院交差点までの間は道道岩内洞爺線となっております。

こうした中、積雪寒冷地である北海道の道路整備については、歩道の果たす役割として堆雪スペースが考慮され、植樹帯は一定期間の堆雪場所として、効果的な冬道の維持管理ができるよう重要な役割を担っております。

町道区間である栄地区・東山地区及び清住地区については、通学路であることから優先路線と位置付け、排雪時に残す雪の高さとしては、小学校低学年の視界を意識し、植樹しているモンタナハイマツの頭を目印としているところであります。

また、その高さについては、常に維持する事が難しいため、合わせて右左折時の巻き込み事故を防止する観点から、交差点排雪も実施しているところであります。

いずれにいたしましても、通学児童を含む、歩行者の安全確保は大変重要でありますので、今後も町道の安全・安心な維持管理に努めて参ります。

3 項めは、神社通りの桜は植え替え時期だと思っておりますが、見解を伺いますについてであります。

神社通りの桜につきましては、特に春の開花時期には、多くの町民に喜ばれているものと認識しております。

そのため、町といたしましても、他の路線の街路樹とは別に、施肥や害虫の駆除、天狗巢病の予防など、ひときわ桜に特化した維持管理を実施しており、また、維持管理業務を受注している植樹の専門業者からの報告を基に、桜の状態を把握する事に努め、維持管理の内容も適宜見直しを行ってきたところであります。

近年の報告の中では伐木や捕植の必要性についての見解は示されていないことから、植え替えの計画はございませんが、今後、専門業者から植え替えの必要性の見解が示された際には、計画的に実施して参ります。

4項めは、薄田通りの街路樹は、ナナカマドではなく、桜の方が将来を見据えたら景観が良くなると思いますが、見解を伺いますについてであります。

薄田通の整備につきましては、平成24年度に事業着手し、令和3年度に事業を完了しており、国の社会資本整備総合交付金を活用した街路事業として整備を行っております。

街路事業の整備においては、道道及び町道の連続性や連動性を考慮し、北海道と協議を重ねておりますが、街路樹の選定についても、既に整備済みとなっている街路名、八幡通の町木、ナナカマドを念頭に、道道岩内洞爺線、街路名、停車場通と街路名、薄田通の整備においても、町木であるナナカマドの植樹を選定したところでありますので、現時点では薄田通に新たな街路樹として桜の植樹予定はありません。

いずれにいたしましても、街路樹としての桜の植樹につきましては、開花とともに、見応えのある樹木であると認識しているものの、害虫や、病害などによる樹木の維持管理に大変苦慮する実態があり、さらには沿線住民の理解も重要である事から、今後の道路整備における街路樹の選定においても慎重に検討して参ります。

3 海水浴場について

旧フェリー埠頭東側の砂浜を封鎖したため、雑草や樹木が生い茂り、中にゴミが散乱しているため、海水浴場としての整備や早期の開放と清掃ができないのか伺います。

【答 弁】
町 長：

旧フェリー埠頭の東側の砂浜につきましては、共和町行政区域になること、また、海岸管理者は北海道となります。

こうしたことから、本町がこの区域を海水浴場として検討するためには、まずは、共和町との協議が必要となるため、非公式ではありますが事前に打診をさせていただき、検討することに異議がない旨を確認したところであります。

よって、今後、海水浴場として適性があるのかを調査するため、その前段としての水質調査などを優先的に実施したいことから、本定例会に補正予算として調査費を計上したところであります。

その中で、海水浴場としての適性があった場合は、北海道が制定している海水浴場の管理運営に関する指導要綱における開設の届け出や、海水浴場開設管理基準に基づく安全性や公衆衛生施設設備等の基準に沿って、対策を講じる必要があります。

また、当町の行政区域外であるため、共和町などと法定協議が必要になるなど一定程度の準備期間を要するため、現時点では来年度の開設を目指し、進めて参りたいと考えております。

こうした中、海水浴場利用者の安全確保の観点から樹木等の生い茂った箇所につきましては、地権者の了承を得た中で、救急車両が通れるような路盤整備を行い、緊急時の救護活動ができるようにすることや、海水浴場となる区域では、公衆衛生上の基準に基づき、ゴミやガラス破片等の除去などの必要な清掃作業を取り進めることになるものと想定しております。

いずれにいたしましても、海水浴場の開設にあたっては、こうした利用者への安全対策をしっかりと講じた中で、必要な施設整備の検討や管理運営体制を関係団体とも協議・連携しながら、進めて参りたいと考えております。

4 公園の遊具について

町内にある公園の遊具が老朽化のため撤去されたままです。風っ子公園や運動公園などで沢山の子供達を見かけますが、親御さんが自家用車で送迎しているようです。是非、町内各所にある公園に新しく安全な遊具の設置をと考えるが、見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

町の公園事業につきましては国の交付金制度を利用した事業実施を基本としており、予防保全的管理による安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などを目的とした公園施設長寿命化対策支援事業により進めているところであります。

本事業では平成24年度に策定した岩内町都市公園施設長寿命化計画に基づき、街区公園における遊具の更新及び補修や、総合公園など各種施設の更新を計画的に進めるというもので、計画策定時には街区公園に隣接する町内会から、これまでの利用実態などの聞き取り、将来に向けて残すべき施設や、更新の必要性の低い施設など調査し、計画に登載すべき施設の選定を行ったものであります。

これまでに本計画に基づき、街区公園、近隣公園、運動公園、及び総合公園における遊具の更新及び補修につきましては、令和元年度に完了しており、現在は総合公園リゾートパークの老朽化したセンターハウスや照明施設の更新事業に取り組んでいるところであります。

こうしたことから、現時点においては、街区公園などにおける遊具施設を再整備する計画とはなっておりませんが、今後の人口動態による児童数の推移を見ながら、利用者が安全かつ快適に過ごすことができるよう、街区公園の遊具の効果的な活用及び適切な維持管理に努めるとともに、新たな施設整備の要望が示された際には、新たな財源の確保も含めて検討して参ります。